ケ　掃引モード　　連続掃引
コ　検波モード　　ポジティブピーク
サ　表示モード　　マックスホールド

3　試験機器の状態

⑴　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。

⑵　最大利得状態及び最大出力に設定する。

⑶　空中線の指向性を固定する。

4　測定操作手順

⑴　信号発生器の周波数を離調周波数に設定し、２⑴で規定する出力レベルで無変調の連続波を送信する。

⑵　スペクトル分析器の設定を２⑵とし、中心周波数を離調周波数に設定する。

⑶　信号発生器から試験機器の空中線に入力する試験信号のＥＩＲＰ（E_{IN}）をデシベル単位で測定する。

⑷　試験機器に信号発生器の試験信号を入力する。

⑸　ＥＩＲＰの３次元走査を行い、試験機器の出力電力が最大となる方向に試験用空中線を配置する。

⑹　探索されたＥＩＲＰの最大値（E_{OUT}）をデシベル単位で測定する。

⑺　当該離調周波数における帯域外利得（$=E_{OUT}-E_{IN}$）を計算し、許容値以下の場合は当該値を測定値とする。

⑻　⑺の値が許容値を超える場合は、出力電力の全球面における総合放射電力（P_{OUT}）をデシベル単位で測定し、帯域外利得（$=P_{OUT}-E_{IN}$）を計算する。

⑼　離調周波数を送信周波数帯域の上端の＋40MHzから＋500MHzまで及び送信周波数帯域の下端の－40MHzから－500MHzまでにおいて一定の周波数間隔で変更して測定を繰り返す。

⑽　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する場合は、全空中線端子における総和を求める。

5　試験結果の記載方法

⑴　上側又は下側の測定帯域について離調周波数ごとに、技術基準で規定する単位で記載する。

⑵　総和を求めたときは、測定値の総和のほか、空中線端子ごとの測定値を記載する。

別表第九十五　証明規則第２条第１項第54号の５の４及び第54号の６の２に掲げる無線設備の試験方法　［新設］

一　一般事項

1　試験場所の環境

⑴　技術基準適合証明における特性試験の場合

室内の温湿度は、ＪＩＳ　Ｚ　8703による常温及び常湿の範囲内とする。

⑵　その他の場合

⑴の環境による試験に加え、周波数の偏差の試験項目については三の項の測定を行う。